

三次市教育委員会議案第14号

三次市就学援助費支給規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成26年5月30日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基

三次市就学援助費支給規則の一部を改正する規則（案）

三次市就学援助費支給規則（平成16年三次市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中「，生活保護法による保護基準額」の次に「等を基準とし，総合的に勘案した額の」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にしたこれらの行為は，この規則の相当規定によって行われた行為とみなす。